第1回農林業センサス等研究会議事概要

1 日 時:平成19年10月9日(月)15:00~17:30

2 場 所:農林水産省第1特別会議室

3 出席者

(委員)

安藤 光義 石井 勇人 小田切 徳美 北嶋 宏海

設樂 新一 土屋 俊幸 納口 るり子

(農林水産省)

大臣官房統計部長 統計企画課長

センサス統計室長 他

4 議事

- (1)農林業センサスをはじめとした農林水産統計の見直しについて
- (2) 2010年農林業センサスの課題と対応方向について
- (3) その他

5 議事内容

- ◎ 「研究会の運営」について説明を行った後、座長に小田切委員、座長代理に石井委員 を選出された。
- ◎ 事務局から農林業センサスをはじめとした農林水産統計の見直し及び2010年農林業センサスの課題と対応方向について説明した。

主な質疑は以下の通り。(○:委員からの発言、→:事務局からの発言)

【農林業センサスをはじめとした農林水産統計の見直しについて】

- 人員削減等による統計調査の廃止を含めた見直しが必要な状況であることは十分理解できる。ただし、県においても、経費削減などから統計を減らしているところである。このような中、市町村における国の統計利用のウエイトが高い現状も知っておいて頂きたい。市町村では、国で実施している農林統計のような調査は実施していないことから、市が作成する施策の目標等は、国の統計をベースにしている。また、市町村別データでの全国順位等については、指標として利用度が高いことから、継続性にも配慮されたい。
- → 例えば、市町村別生産量は、現在二百数十を超える品目のデータを作成しているが、 今後職員が約半減することから、これまで通り実施するには厳しい状況。現状維持は困 難であるが、これまで統計を作成してきたノウハウを持っているので、市町村で推進す る品目のデータ作成に対して作成ノウハウを提供するなどのお手伝いができると考えて いる。
- 再構築の実施基準①に「基本的な状況の把握」とあるが、①と②~⑤との関係はどのように考えているのか。

- → ①については、農林業センサス等で農業などの実態を的確に把握するもの、②~⑤に おいて、それを深掘りするイメージのものとなっている。
- 民間開放について、統計調査を委託できるような民間調査会社は都市部に集中しているのが現状で、地方から委託をすると地元に業者がある場合に比べコストアップとなる。 アウトソーシングの検討に当たっては、コストアップになる部分にも配慮されたい。
- 統計見直しの実施基準を、もっと具体的に示してもらいたい。統計部では廃止し、他 部局に移管するということか。省全体でどの様に考えているか。
- → 現在でも、政策部局で実施している統計調査はある。現在、統計部で実施しているものの中でも、実態把握的なものがあり、政策に直接的に利用されていないものは統計部として実施せず、それを必要としている政策部局で実施することを考えている。

世の中の動きなどの実態を把握するような調査で、政策に直接的に利用していない調査は統計部としての実施は中止し、政策に直結するものに絞って調査していく考えである。

○ 次回研究会において、検討状況を伺いたい。

【2010年農林業センサスの課題と対応方向について】

- 2005年センサスで大きな見直しを行って基本フレームが変わったと認識しているが、 その評価を行うべきではないか。政策部局の意見は聞いているようだが、地方自治体や 研究者の意見も聞く必要があるのではないか。
- → 地方自治体とは、ブロックごとに総合検討会を開催するなどして、調査に関する様々な意見は伺っている。2005年センサスは調査体系の大きな見直しがあり、統計部の公表は今年に入ってからという状況であり、結果分析はこれからという状況。

見直しの評価については、本研究会において委員の方々から、意見をいただければと考えている。

- 林家は2005年センサスでは林業経営体として約20万経営体となったが、これは基準を変更したためで、90年センサスの10分の1以下の客体数となっている。経営体調査としたメリットはあると思うが、統計の連続性の観点からみると、制限されたものとなっている。
- → 調査環境が変わり、不在村山林保有者からの把握が難しくなった。2005年センサスは、 その点を考慮し、林業作業の有無と施業計画を基準とし調査対象とした。また、政府統 計全体の考え方として、産業統計という位置付けを強めていくといった流れがあり、山 林を所有しているということだけで調査対象とするのは困難な状況である。
- 2010年センサスでは、2005年センサスと同様のフレームでとの提案なので、林業の定義に変更はないということで良いか。

- → 2010年センサスで基準を変えることは、考えていない。
- 2005年センサスの農林業経営体調査票については、集落営農(組織)と個別経営との 関係の把握や経営主の後継者についての判断基準が明確ではない面がある。

また、家族経営協定や農業生産関連事業、水田放牧についても把握の仕方を工夫すべき。トラクターの馬力区分については最近の状況を踏まえることが必要。

一方、農山村地域(集落)調査については、地域資源の保全の一つとして農地の保全を把握しているが、農地利用が全て保全の対象ということに理解されてしまう面もあることから、保全の持つ意味を明確にすべき。

- → 集落営農については別途、集落営農の数や活動実態を把握する調査を実施しており、 センサスとの関係を整理することが必要
- 経営体調査のメリットは、個別経営と集落営農を一体として把握できることであり、 しっかりと把握できるようにして欲しい。
- 調査票の中に中途半端な項目として入れるのなら、整理する必要があるのではないか。 最近、企業の農業参入がみられるが、これをどこまで把握するかという点を検討すべき。

また、農業経営統計調査について、統計審議会の場で農地あるいは林地の所有構造を 把握しておかないと利用ということにつながらないとの議論があった。農林統計全体の 母体となる農林業センサスにおいて、農業に関する資源の所有と利用についての考え方 を整理する必要がある。

- → 農業以外の産業から参入して農業を行っている経営体については、センサスの調査対象となっている。
- 集落営農の把握にあまり引きずられると、農林業センサスの体系に影響が出てしまう ことも考えられるので、集落営農をセンサスの中でどう取り扱うかについては検討が必 要。いずれにしても集落営農を基本的に把握していくための安定的な体系作りが重要。
- → 統計の見直しは、省全体に説明し検討を行っているところ。各政策部局が行っている のは、基本的に簡易な調査で、直接業界や団体に対して主に郵送で行っている。

統計の見直しは、地方統計組織の人員を大きく削減することから、従来どおりの調査ができなくなるため実施するもの。12月の研究会でも経過報告として示したい。

また、農林業センサスの調査票については、やはり膨大で、農家の記入負担や県・市町村の負担などを考慮して、センサスの調査票は半分位に減らしたいと考えています。

- 現場の状況をみると、市町村段階としては調査員の確保が難しい。調査項目を減らす という話を頂いたが、調査員に対しても、丁寧な説明ができるように指導時間を十分確 保するなど、今まで以上に調査員に対して手厚く対応できるようにお願いしたい。
- → これまでも地方自治体の皆さんから、同様の意見として伺っており、分かりやすい調査票の作成に努め、調査員の皆さんが取組みやすいものとしたい。
- センサスの実施者側としては、調査環境が悪化していることから調査項目の簡素化は

必要であるが、一方で、利用者側に立つと、多くの項目について調べた結果は欲しい。 センサス結果は市における施策の指標としている場合があり、両者のニーズの折り合いが難しいが、地域農業の動きを念頭においてよく検討して欲しい。

→ 市町村段階で、地域の農業振興に役立てていただくのがセンサスの役割の一つと考えている。

ただ、すべての項目について、市町村や集落単位まで把握するということではなく、 全国単位、県単位の結果で済むものならば、標本調査で対応できるものと考えている。 センサスはその標本調査の基となる母集団フレームを整備する役割も担っている。

- 統計調査の出口である暫定値、概数値、確定値といった公表の時間軸を整理した上で、 それに合わせた調査・取りまとめを行うという考え方に立てば、調査への対応状況もそれに合わせて検討できるのではないか。
- → 調査時期については、農林業センサスの前に経済センサス、後に国勢調査の実施があり、農林業センサスの調査・取りまとめに係る期間を、大きく変えることは難しいが、 調査の一連の流れについて効率化できるように検討していきたい。
- 農林業の役割については、産業という面も有るが、環境保全という面もある。産業面 以外に環境保全などの多面的機能をとらえることについてはどのように考えているのか。
- → 多目的機能に関する調査項目については、農山村地域調査結果の省内における利用状況を把握して検討しているところ。

また、次回以降について示していきたい。